

兵庫県公報

平成26年4月1日 火曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

企業庁管理規程 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	ページ 1
病院局管理規程 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成26年4月1日

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項中「職員が申請した」を「55歳に達した職員が申請した」に、「当該職員が、当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない範囲内においてさかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日」を「当該職員が当該年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。）」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成26年4月1日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第8号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第27条の5第1項中「、職員」を「、55歳に達した職員」に、「当該職員が、当該職員に係る定年退職日（地公法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない範囲内においてさかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日」を「当該職員が当該年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地公法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。）」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。